

名簿情報の平時共有と条例対応 政策法務の人材育成

一般財団法人情報法制研究所 (JILIS)

「第7回情報法制シンポジウム」Day 1

2023年6月7日(水) 13:00~16:00 (オンライン)

災害と個人情報

～個人情報保護法制一元化と防災分野の個人情報取扱指針を踏まえた今後の展望～

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)・気象予報士

岩手大学地域防災研究センター客員教授

北海道大学公共政策学研究センター上席研究員

人と防災未来センター特別研究調査員

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針



2023年3月『防災分野における個人情報の取扱いに関する指針』策定

	カテゴリ		事例の概要
事例1	意図せず取得した個人情報の取扱い		個人が映り込んだ河川カメラの映像を、当該個人の避難誘導のために、警察や消防機関等に提供してもよいか。
事例2			被害状況把握のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害対策本部室の大型モニターで共有してもよいか。
事例3			被害状況調査のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害情報共有システムにアップロードして、システムを閲覧できる者と共有してもよいか。
事例4	意図して取得した個人情報の取扱い	本人から取得	帰宅困難者の受入者名簿（一時滞在者施設を管理する民間事業者が作成）に記載された個人情報を地方公共団体は提供してもらえるのか。
事例5			帰宅困難者の受入者名簿（一時滞在施設管理者である地方公共団体が作成）を他の地方公共団体等に提供してもよいか。
事例6			応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者に提供してもよいか。
事例7		本人以外から取得	外国人避難者の支援のため、地方公共団体は外国人の避難者名簿を災害多言語支援センターに提供してもよいか。
事例8			災害発生時、捜索対象者となる安否不明者の特定に向け、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表してもよいか。
事例9			住民基本台帳情報から作成した被災した可能性のある方の名簿を、救助活動のために、自衛隊、警察、消防機関に提供してもよいか。
事例10			車のナンバープレートから特定した安否不明者名簿を、他の地方公共団体に対して提供してもよいか。
事例11	災害対策基本法		避難行動要支援者名簿に記録等された情報とハザードマップを重ね合わせ、要支援者マップを作成し、避難支援等関係者に提供してよいか。
事例12			災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難の支援や安否の確認等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記録等された情報を提供することは、本人の同意を得ることを要しないとしてもよいか。
事例13			避難行動要支援者について避難の支援や安否の確認等を実施するための基礎とするために作成した名簿について、平常時から避難等支援関係者に提供するものとしてもよいか。
事例14			都道府県が都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討するため、市町村は被災者台帳の情報の提供を行ってもよいか。

防災分野における個人情報の取扱いに関する指針

□ 1-2 本指針の目的（抜粋）

「本指針は、個人情報保護法及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の適切な運用等により、個人情報の適正な取扱いを図り、人の生命、身体又は財産の保護を最大限図るという前提に基づき作成した。災害の種別・規模や、地方公共団体職員が直面する災害に係る業務等によって、災害対応に必要な個人情報の活用範囲は変わりうることに加え、活用判断をするのは地方公共団体の機関であり、様々な場面において判断に迷う場合が想定される。本指針については、過去の災害における個人情報を取り扱った事例等も踏まえ、災害対応を行う地方公共団体の判断に資するような内容を記載することを目指している。地方公共団体においては、本指針を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応されたい。」

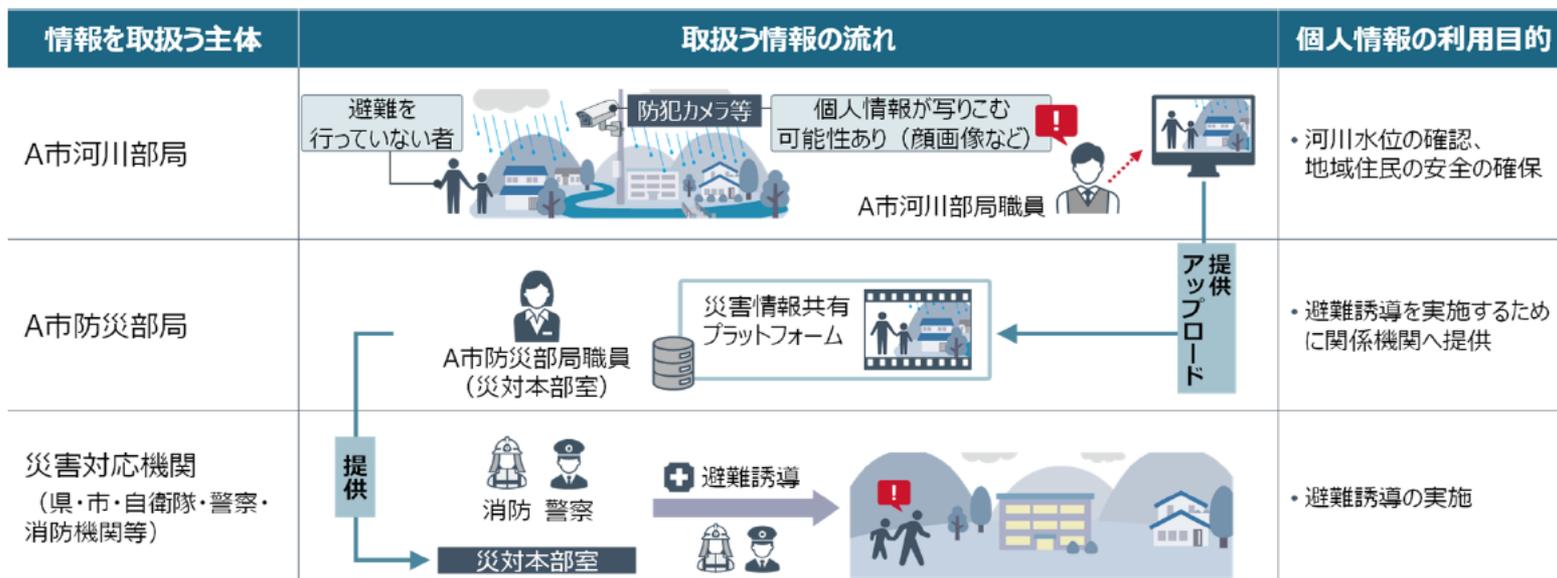
□ 1-3 本指針の基本的な考え方

「発災当初の 72 時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること」

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例Ⅰ：河川カメラを活用した避難誘導

人が映り込んだ河川カメラの映像を、当該個人の避難誘導のために、警察や消防機関等に提供してもよいか。



- 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合>「相当の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)
- 上記以外の災害対応機関へ共有する場合>「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例2：災害対策本部室の大型モニターでの映像共有

被害状況把握のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害対策本部室の大型モニターで共有してもよいか。

情報を取扱う主体	取扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
A市防災部局	<p>ドローン等での撮影</p> <p>個人情報が入りこむ可能性あり (顔画像など)</p>	
A市防災部局	<p>内部利用</p> <p>ドローン等で撮影した映像・画像を保管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の実施判断 ・救助部隊の配置判断 ・危険地域や二次災害の発生の可能性判断
災害対応機関 (国・県・市・自衛隊・警察・消防機関等)	<p>映像・画像を閲覧し、人の生命、身体の保護に係る判断に活用</p> <p>閲覧</p>	

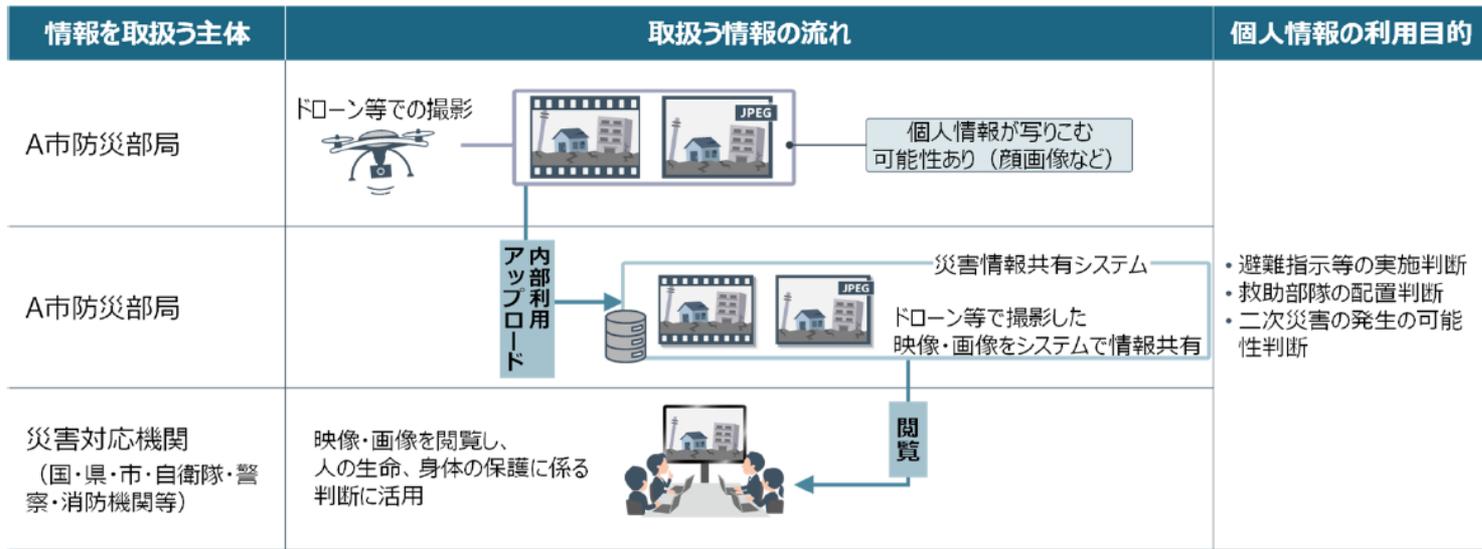
□ 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合>「相当の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)

□ 上記以外の災害対応機関へ共有する場合>「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例3:ドローンの映像を災害情報共有システムで共有事例

被害状況調査のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害情報共有システムにアップロードして、システムを閲覧できる者と共有してもよいか。



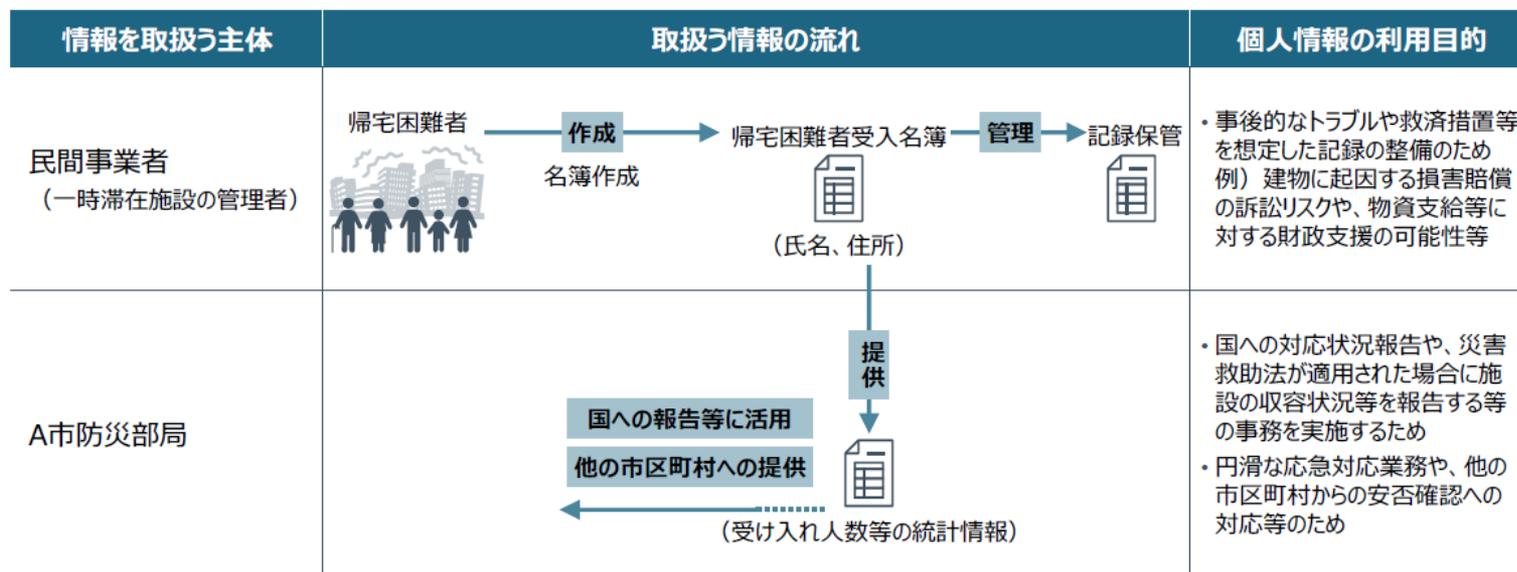
□ 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合>「相当の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)

□ 上記以外の災害対応機関へ共有する場合>「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例4：一時滞在施設における受入者名簿の提供（施設管理者が民間事業者の場合）

受入者名簿（一時滞在者施設を管理する民間事業者が作成）に記載された個人情報を地方公共団体は提供してもらえるのか。



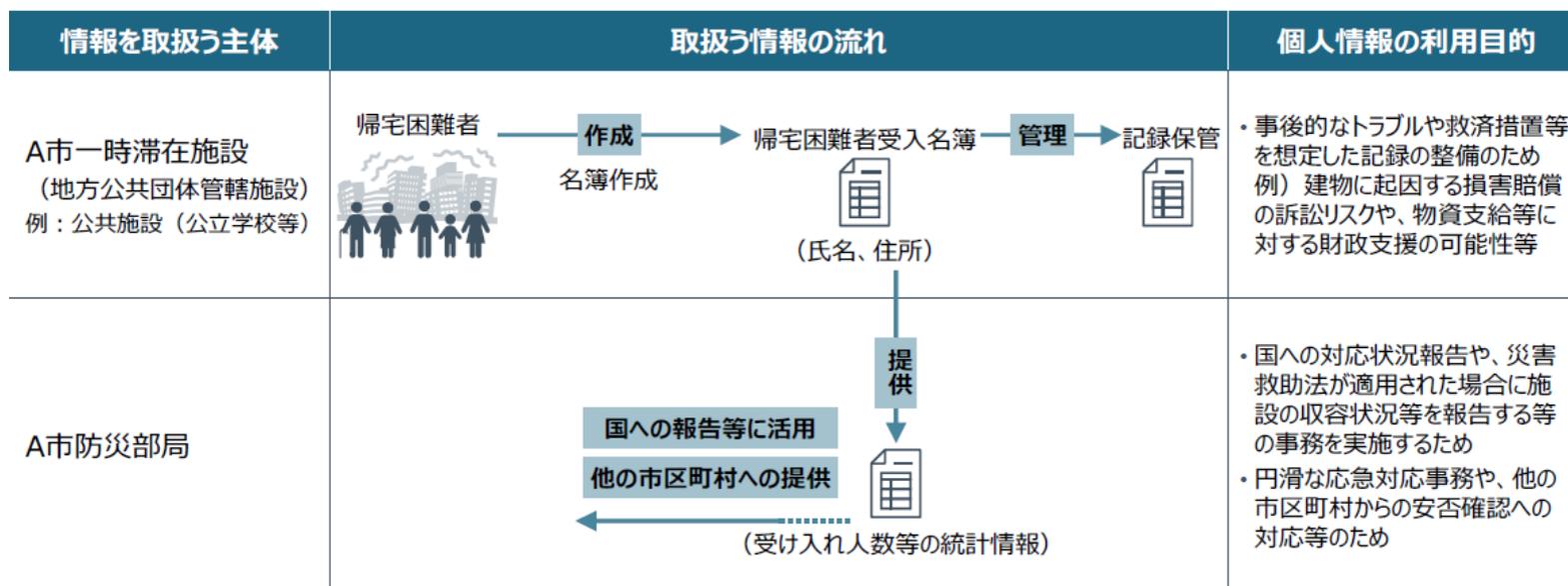
□ 災害対策基本法第86条の15第4項の規定に基づく情報提供を求められた場合

□ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときなど・・・施設管理者は、情報提供を求める地方公共団体に対し、情報提供して差し支えないと判断することは妥当である（個人情報保護法第27条第1項第1号・第2号）。

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例5：一時滞在施設における受入者名簿の提供（施設の管理者が地方公共団体の場合）

受入者名簿（一時滞在施設管理者である地方公共団体が作成）を他の地方公共団体等に提供してもよいか。



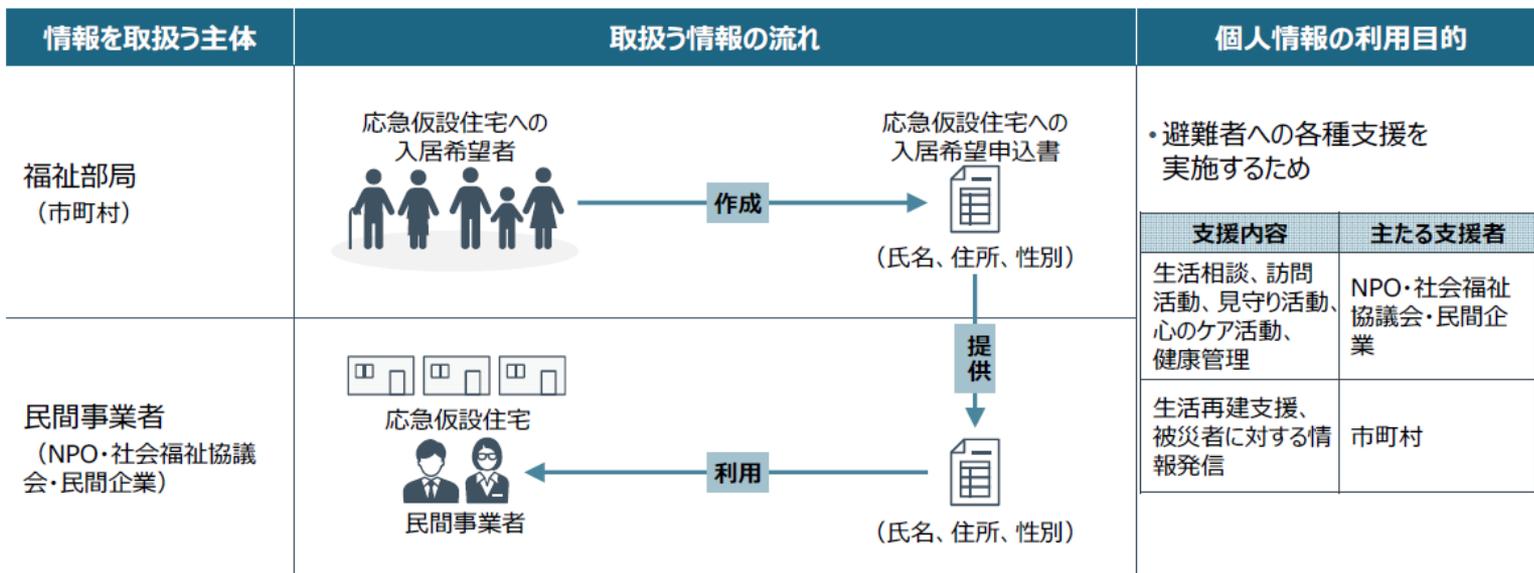
□ 災害対策基本法第86条の15第1項の規定に基づき被災者の安否情報についての照会に回答する場合（個人情報保護法第69条第1項）

□ 個人情報の提供を受ける地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ利用することについて相当の理由があるとき（同3号）

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例6：応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等

応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者提供してもよいか。



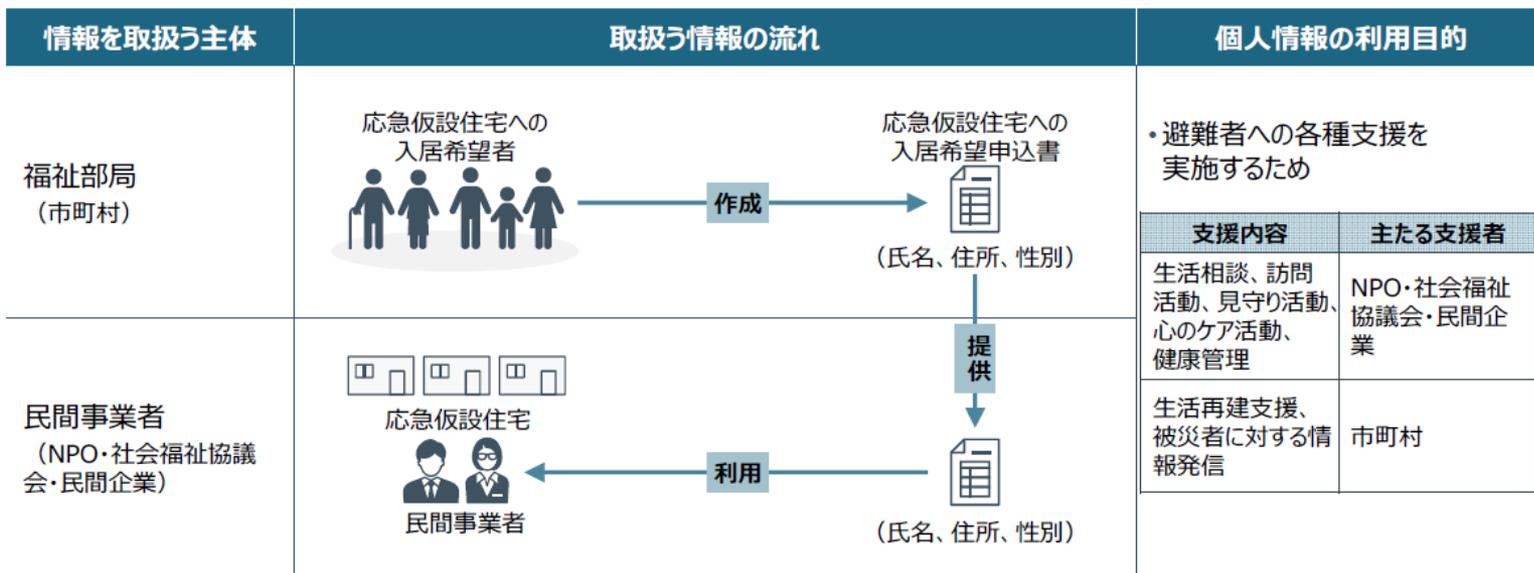
□改めて本人の同意を取得する場合（個人情報保護法第69条第2項第1号）

□各種支援を実施することが、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要なときなど、「明らかに本人の利益になるとき」に該当する場合（同項第4号）

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例6：応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等

応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者提供してもよいか。



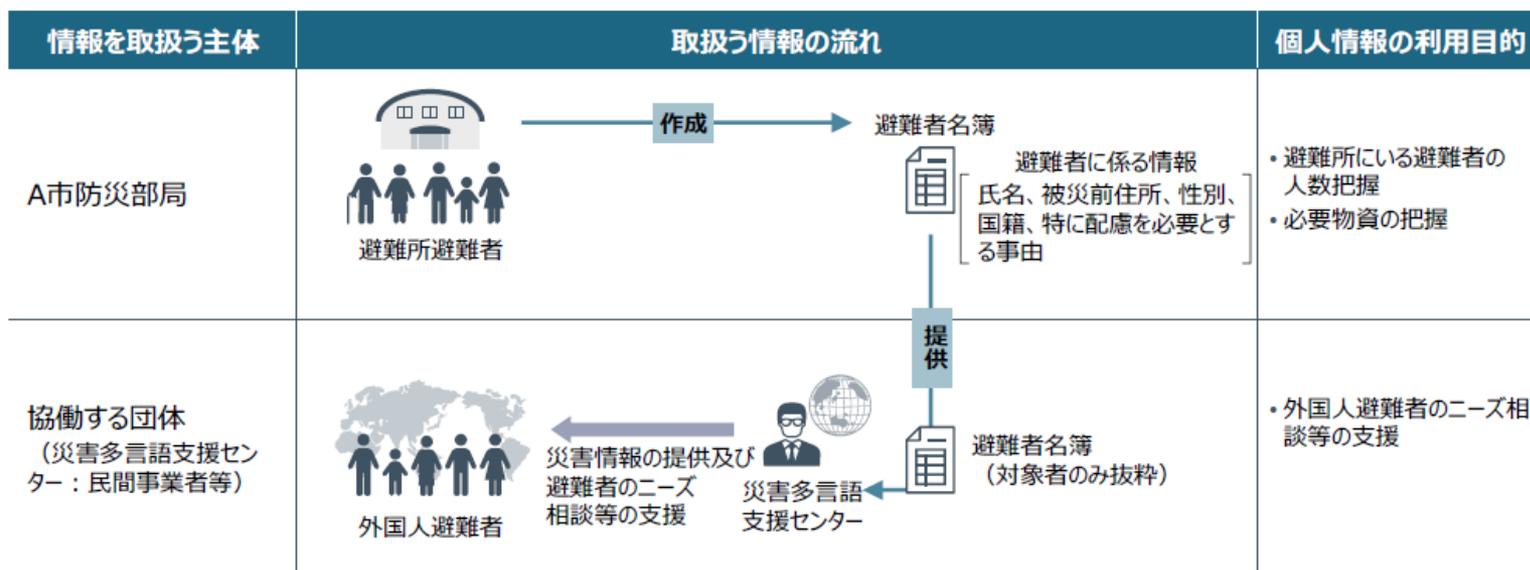
□改めて本人の同意を取得する場合（個人情報保護法第69条第2項第1号）

□各種支援を実施することが、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要なときなど、「明らかに本人の利益になるとき」に該当する場合（同項第4号）

防災分野の個人情報取扱いに関する指針

事例7:外国人支援のための避難者名簿提供

外国人避難者の支援のため、地方公共団体は外国人の避難者名簿を災害多言語支援センターに提供してもよいか。

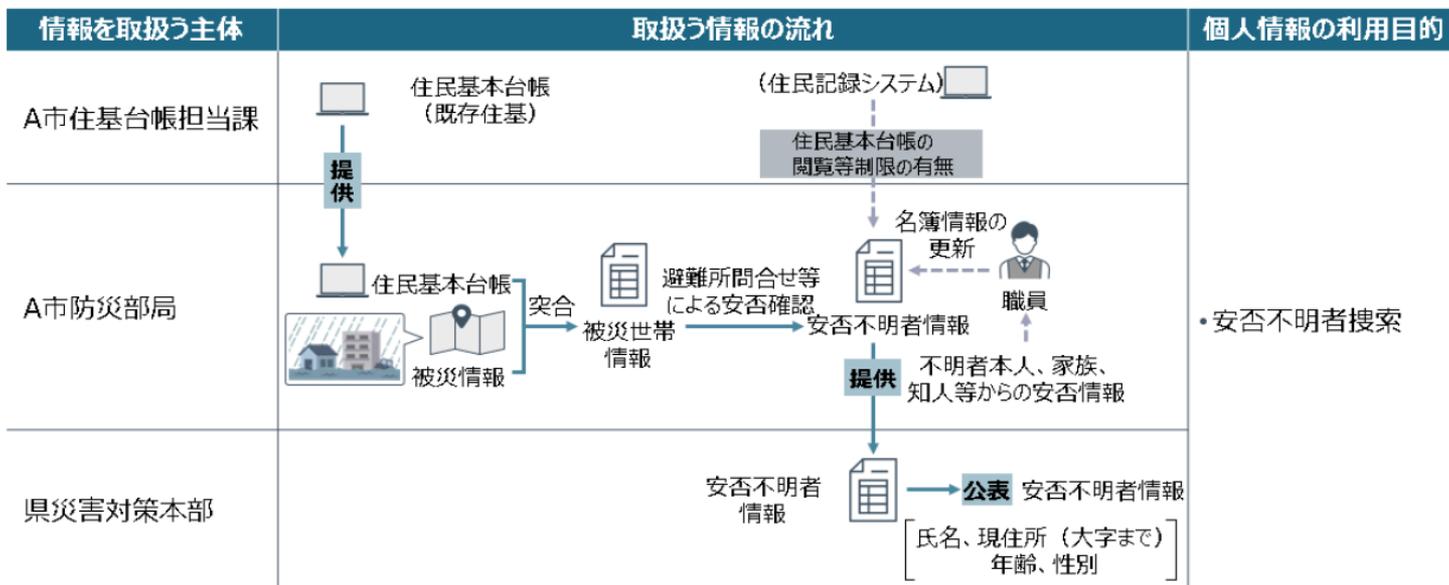


□ 避難者への各種支援を実施するために個人情報の提供が必要で、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合があるときは、利用目的以外の目的による利用・提供として災害多言語支援センターへ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することは妥当である（「明らかに本人の利益になるとき」（個人情報保護法第69条第2項4号）

防災分野の個人情報取扱いに関する指針

事例8: 安否不明者の氏名等の公表

災害発生時、検索対象者となる安否不明者の特定に向け、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表してもよいか。



□ 人命救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、人命第一の観点から、その緊急性等に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことができると判断し得る。(「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)に該当)。

死者・行方不明者の氏名公表の基準を求める提言について

東日本大震災をはじめ、近年の地震や豪雨等、「想定外」、「数十年に一度」の大規模災害は、激甚化・頻発化しており、国民の生命・財産を守るための防災・減災対策は、より一層重要性を増している。

昨年は、大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨及び北海道胆振東部地震が発生したことから、全国知事会ではその災害対応の事後検証を行うとともに、得られた教訓の共有を図ったところである。今回の災害では、被災者遺族の同意を得られた場合に氏名等を公表した場合や同意なく公表した場合など、地方自治体間で対応に差が生じていたことが明らかになった。

災害発生時には、円滑な救助・救急を実施し、一人でも多くの人命を救う必要があり、迅速な対応等が求められることから、死者・行方不明者の氏名公表の基準作成について、国に対して要望するとともに、災害はいつ発生するか分からないことから、我々全国知事会としても具体的な支障事例などの経験を取りまとめ、全都道府県で共有することを検討していく。

以上のことから、下記の事項について強く要請する。

記

死者・行方不明者の氏名公表の取扱いについては、円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等によりその根拠を明確に示すうえで、全国統一的な公表基準を作成すること。

令和元年 7 月 23 日

全 国 知 事 会

災害時における死者・行方不明者の氏名等公表に係る提言

平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など、多くの人命が失われる大規模な災害が頻発している。さらに、南海トラフ地震など、国難レベルの巨大災害の発生も懸念されるなか、大規模災害への対応力強化は喫緊の課題である。

災害時の死者・行方不明者の氏名等公表は、発生した事実を明確にし、社会的な関心の高さに対応するとともに、被災者の迅速な救出・救助に資するなどの公益的な意義がある場合もある一方で、法的な根拠が明確でないことや、個人情報保護への配慮が必要であることなど、円滑で迅速な公表の判断には課題が多い現状がある。

全国知事会では、令和元年 7 月に、災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に関する提言を行ったところだが、その後、改めて、課題や今後の対応について整理を行い、国に対して、必要な法令整備等を求めるとともに、公表の判断の参考となるガイドラインの策定に取り組むこととした。

国においては、都道府県における氏名等公表に関する取組みが進むよう、以下の事項について強く要請する。

- 1 災害対策基本法に、災害時に死者・行方不明者の氏名等公表を行う主体と、公表に関する権限、関係機関の個人情報の提供の協力義務を規定するなど、法令上の根拠を明確にすること
- 2 知事が、地域の実情や被災の状況を踏まえ、円滑かつ迅速に氏名等公表の判断ができるよう、公表の判断の参考となる標準例を定めたガイドラインの策定に、全国知事会とともに協力して取り組むこと

令和 2 年 11 月 5 日

全 国 知 事 会

災害時における被災者の氏名等公表方針 (静岡県危機管理部 2021年11月12日)

	公表情報	非公表の場合	家族等の承諾	公表する期間
安否不明者	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所(大字) 性別 	<ul style="list-style-type: none"> 該当者の被災状況や人数等により明らかに趣旨・目的に適さない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 承諾不要 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後48時間以内に公表 所在が判明したとき又は公表の概ね1週間後に終了(行方不明者に移行)
行方不明者	(年齢は算定が可能な場合に限り公表)	<ul style="list-style-type: none"> ドメスティックバイオレンスやストーカー等の被害を受けている場合 権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> (家族等の明らかな拒否があった場合は非公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 安否不明者の公表から概ね1週間後に公表 安否不明者の公表を経ない場合は、行方不明者として特定したときに公表 所在の判明又は災害発生から3ヶ月以内(延長可)に終了
死亡者	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所(大字) 性別 年齢 死亡認定日 	<ul style="list-style-type: none"> 権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 承諾必要(遺族不在の場合は公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町による災害死亡認定及び遺族の承諾があったときに公表 災害発生から3ヶ月以内に終了(死亡認定が3ヶ月以降の場合は、認定による公表から3ヶ月以内に終了)

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例9: 被災した可能性のある方の名簿提供

住民基本台帳情報から作成した被災した可能性のある方の名簿を、救助活動のために、自衛隊、警察、消防機関に提供してもよいか。

情報を取扱う主体	取扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
A市住基台帳担当課	 住民基本台帳 住民基本台帳法第7条で定められた項目 (氏名、生年月日、性別、住所等)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする
A市防災部局	 被災地に所在していたと想定される被災者の名簿 (氏名、生年月日、住所、性別)	
自衛隊・警察 消防機関	 被災地に所在していたと想定される被災者の名簿 (氏名、生年月日、住所、性別) ※ 安否確認・救助活動に必要最低限度の情報	

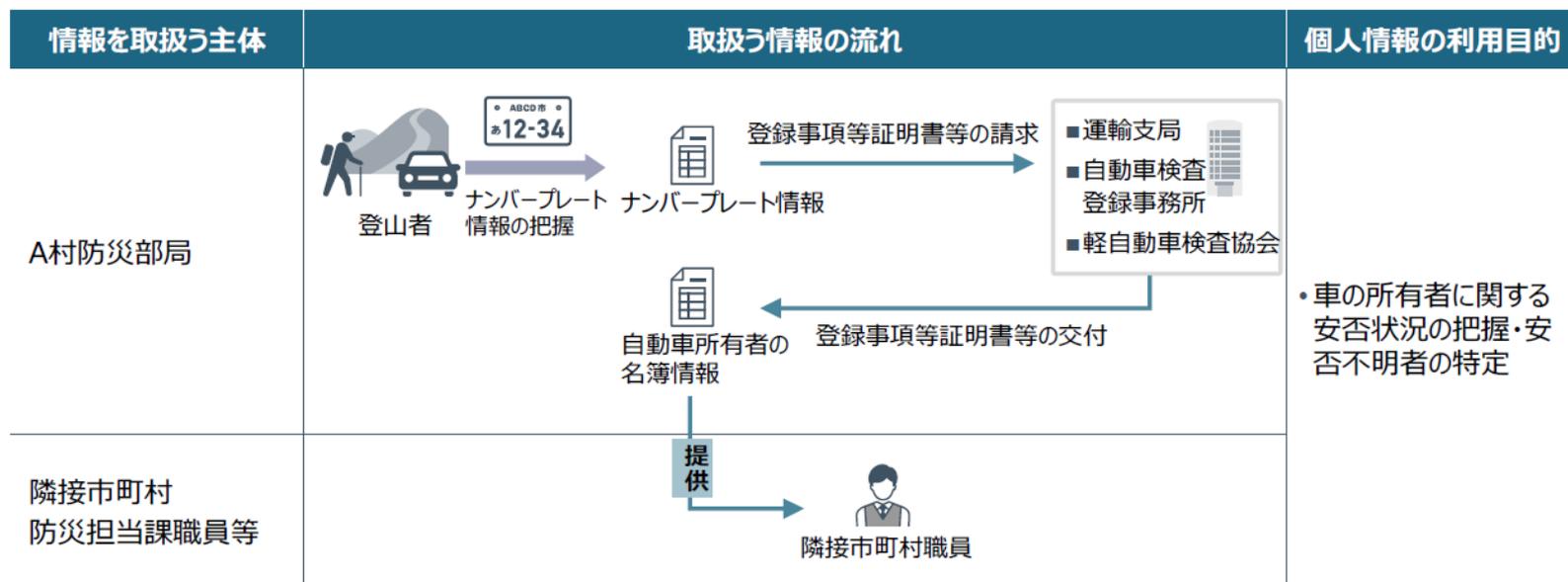
□ 自衛隊、警察、消防機関その他これに準ずる機関への提供 > 迅速な人命救助に資するという観点で公共性、緊急性、非代替性を有する。「相当な理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)に該当

□ 上記以外の災害対応機関へ提供する場合 > 指定公共機関等が、被災した可能性のある方の名簿を用いて、救助活動をはじめとした災害対応をする必要。「明らかに本人の利益になるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)に該当

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例10: 車のナンバープレートから特定した安否不明者の名簿提供

車のナンバープレートから特定した安否不明者名簿を、他の地方公共団体に対して提供してもよいか。



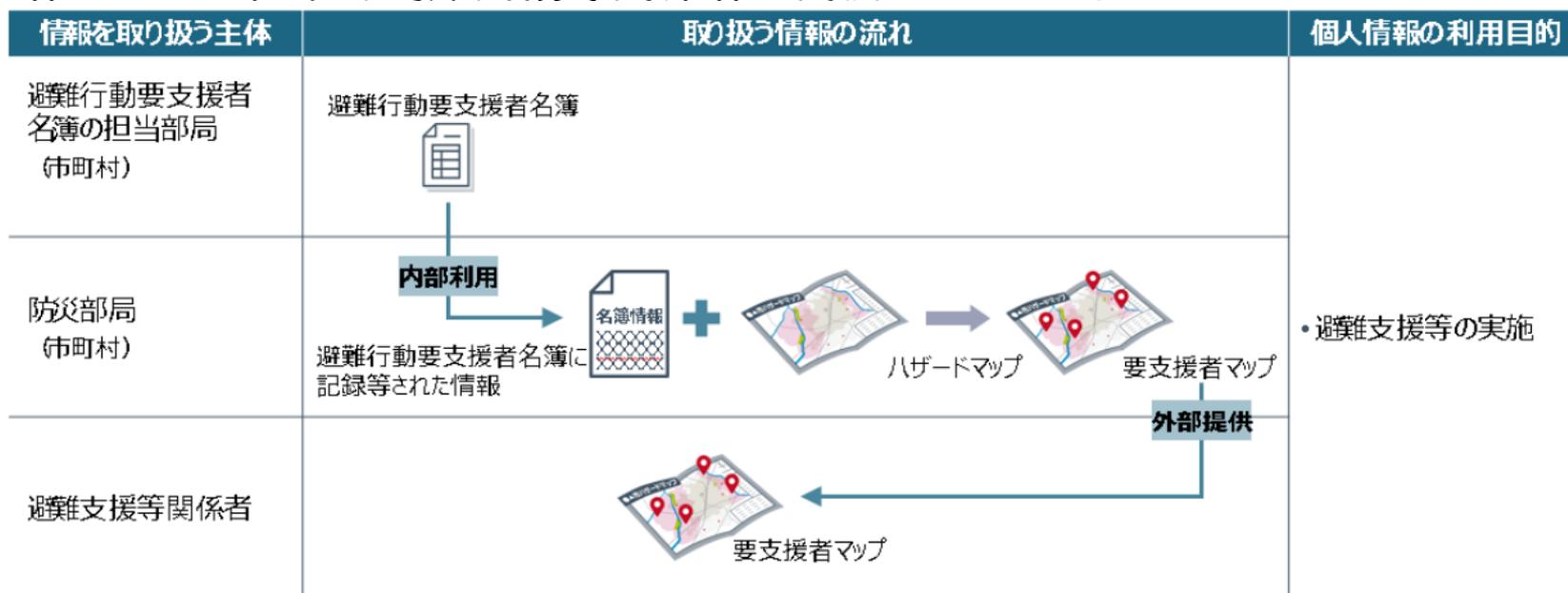
□ 人命救助のために一刻も早く安否不明者の特定を行う必要がある場面において、地方公共団体の機関が車のナンバープレート情報から取得した登録事項等証明書等の個人情報を「他の地方公共団体等に提供することができる」と判断することは妥当である（「相当の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第3号）に該当。）。

□ なお、ナンバープレート情報ではなく、その照会によって取得する登録事項等証明書等に個人情報が含まれることを留意する必要がある。

防災分野の個人情報に関する指針

事例Ⅱ：ハザードマップと避難行動要支援者名簿に記録等された情報の重ね合わせ

避難行動要支援者名簿に記録等された情報とハザードマップを重ね合わせ、要支援者マップを作成し、避難支援等関係者に提供してよいか。

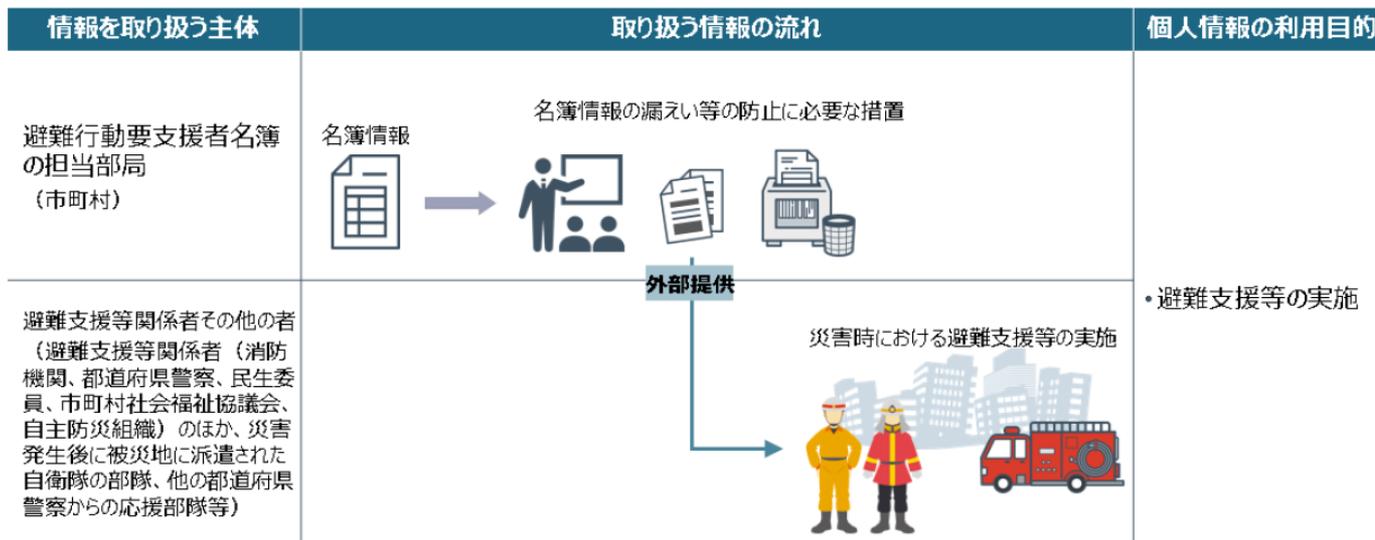


- 要支援者マップは、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の全部又は一部の情報とハザードマップ（個人情報に含まれないものとする。以下同じ。）を重ね合わせ作成され、避難支援等の実施に有効と考えられる。この要支援者マップの避難支援等関係者への提供は名簿情報の提供の態様の一つであり、災害対策基本法第49条の11第2項の規定の趣旨に反するものではないため、提供して差し支えないと判断することは妥当である。

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例12: 災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供

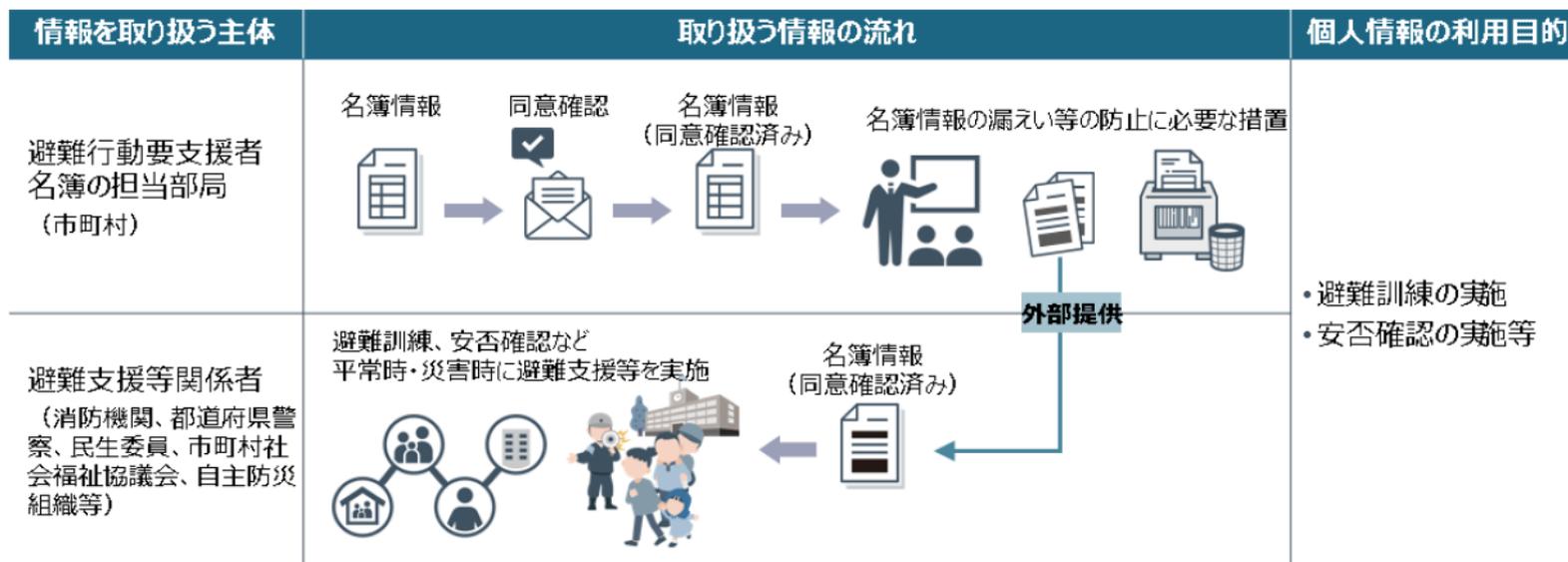
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難の支援や安否の確認等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記録等された情報を提供することは、本人の同意を得ることを要さないとしてもよい。



- 災害対策基本法は個人情報保護法の特別法であるため、名簿情報の提供は災害対策基本法により規律されることとなる。災害対策基本法第49条の11第3項において災害時(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。)においての名簿情報の提供について規定されている(個別避難計画については災害対策基本法第49条の15第3項に基づくこととなる。)。

防災分野の個人情報取扱いに関する指針

事例13: 平常時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の事前提供
 避難行動要支援者について避難の支援や安否の確認等を実施するための基礎とするために作成した名簿について、平常時から避難支援等関係者に提供するものとしてもよいか。



□ 災害対策基本法第49条の11第2項において、平常時(災害発生に備えた場合)においての名簿情報の提供について規定されている。避難支援等関係者に対する名簿情報の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、市町村の条例において、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨の定めがある場合は、本人の同意を要しないこととしているため、市町村の実情に応じ、必要な条例上の対応を検討することが望ましい。

名簿情報の平時共有が不可欠

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

（災害対策基本法49条の11・2項）2013年法改正で新設

名簿情報の平時共有が不可欠

令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日）後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意されたい。

改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先される

（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂より））

改正個人情報保護法（学術研究を除く公的部門ルール） と災害対策基本法の関係（2021年以降の政府解釈）

改正施行後 個人情報保護法利用及び提供の制限（改正法 第69条）

法令
に基づく場合を
除き、利用目的
以外の目的のため
に利用し、又は
提供してはなら
ない

or 本人の同意・本人への提供

or 法令の定める所掌事務等の遂行に必要な限度で内部利用する場合で、相当の理由があるとき

or 他の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等に提供する場合で、提供を受ける者が、法令の定める所掌事務等の遂行に必要な限度で、相当の理由があるとき

or 専ら統計・学術研究目的
本人以外への提供が明らかに本人の利益になるとき
その他特別の理由があるとき

災害対策基本法（第49条の11第2項、第49条の15第2項）が優先

名簿 本人の同意

or 自治体独自条例で整備（新規独自条例又は災害条例の改正）

個別
計画 本人と支援者
の同意

or 自治体独自条例で整備（新規独自条例又は災害条例の改正）

災害対策基本法と個人情報保護法制一元化

○改正個人情報保護法が完全施行されると、その特別法である災害対策基本法の規定に従い、自治体は避難行動要支援者名簿について平時から第三者提供を実現するためには、同意のほかは、同意なくして個人情報の共有を認める独自条例を制定することが求められることになった。これまで個人情報保護条例の第三者提供条項（特に審議会を利用した規定）を利用していた自治体に対して、自治体施策の整合性を担保するための国の方針や、新規の条例策定に向けた方針を示すことが必要である。

（2022年3月8日 内閣府「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」第1回議事録より）

平時共有と審議会条項廃止対応

●個別条例（独自条例）を制定する

個人情報保護条例とは別に独自に新規個別条例を策定するか、既存の災害関連条例に追加的に新規条項を設けることで、本人の同意なくしても平時から避難行動要支援者名簿に関する個人情報を支援者等と共有できる旨の条項を整備する。

●個人情報保護法施行条例（法施行条例）で手当てする

改正個人情報保護法の施行とともに既存の個人情報保護条例が改廃されるが、その際に整備されるはずの「個人情報の保護に関する法律施行条例」（法施行条例）の中に、速やかに追加で「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供について個人情報保護審議会（個人情報保護法運営審議会）の意見を聴いて必要があると認めるときは名簿情報を提供することができる」などの災害対応の審議会条項を特別に整備する。

平時共有と審議会条項廃止対応

【イメージ例1】

個別条例（例 避難行動要支援者名簿に関する条例）を定める場合

（名簿情報の提供）

第●条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、同項に規定する避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、●●地区消防組合、●●市消防団条例（平成●年条例第●号）に規定する消防団、●●県警察、●●市の区域に置かれた民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法人●●市社会福祉協議会、●●市の区域に設立された災害対策基本法昭和36年法律第223号第5条第2項に規定する自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを必要としないものとする。
※審議会等の答申に基づき運用を行っている場合、当該運用を個別条例の条文に落とし込むことを想定。

平時共有と審議会条項廃止対応

【イメージ例2】

個人情報保護法に関する条例と一体となる形で規定を置く場合（審議会への諮問・答申を要件とする場合）

（審議会への諮問）

第●条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、〇〇市個人情報保護 審議会 条例（令和 〇〇 年 〇〇 市条例第 〇〇 号）第 〇〇条に規定する 〇〇 市個人情報保護 審議会 に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号 第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 市長は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供することについて審議会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。

※個人情報保護法を根拠とする規定と災害対策基本法を根拠とする規定がひとつの条例に併存することとなるため、条例の目的規定等の記載 には留意されたい。

平時共有と審議会条項廃止対応

『自治実務セミナー2022年12月号』緊急寄稿

自治体実務サポート

総務



緊急解説

令和5年個人情報保護法一元化と 個人情報保護審議会をめぐる条例対応 ～避難行動要支援者名簿の平時共有を後退させない政策法務～

岡本 正

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学) / 岩手大学地域防災研究センター客員教授 /
北海道大学公共政策学研究センター上席研究員 / 人と防災未来センター特別研究調査員

1 はじめに～確実な条例対応を

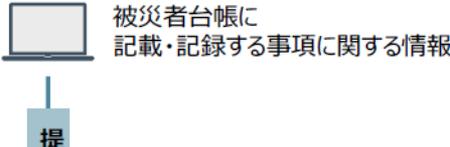
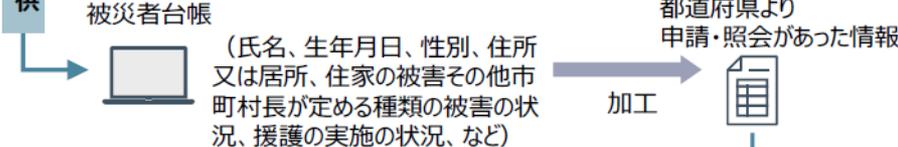
令和5年4月1日の改正個人情報保護法施行により、多くの個人情報保護条例で定めがあった、「個人情報保護審

行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に関する『条例に特別の定めがある場合』の取扱いについて」(府政防1284号・消防災194号。以下「内閣府通知」という)が政府から地方公共団体に発出された(内閣府ウェブサイト等で公表済み)のも、このような背景からである。遺

防災分野の個人情報の取扱いに関する指針

事例14：都道府県と市町村間における被災者台帳の共有

都道府県が都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討するため、市町村は被災者台帳の情報の提供を行ってもよいか。

情報を取扱う主体	取扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
被災者台帳作成に係る情報保有部署 (市町村)		
被災者台帳の担当部署 (市町村)		<ul style="list-style-type: none"> 被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成 (災害対策基本法第90条の3第1項)
防災・復興担当部 (都道府県)		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県全域の被災状況の把握 広域的な生活支援、復興施策の検討

□ 災害対策基本法第90条の3第1項、第3項及び第90条の4第1項第3号に基づき、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成し、他の地方公共団体に提供。

□ 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を参照

防災基本計画（令和5年5月30日修正）

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

（中央防災会議「防災基本計画」令和5年5月「第2編 各災害に共通する対策 編第1章 災害予防」より抜粋）

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（中央防災会議「防災基本計画」令和5年5月「第2編 各災害に共通する対策 編第3章 災害復旧・復興」より抜粋）

法律的に物事を考える力について

世の中にはよく、「大学で法律を習ったけれども今では皆忘れてしまった、法律など覚えているうちは本当の仕事はできない」など言っ て得意になっている人がいるけれども、彼らが忘れたと言っているのは法典法条に関する知識のことであって、彼らが法学教育によって知らず識らずの間に得た法律的に物事を考える力は、少しも失われているものではない、否、むしろ実務取扱い上の経験によって発達しているのである。のみならず、その力が全く身についてしまったため、自分では特にそれを持って いると意識しないほどになっているのである。これを要するに、法学教育は一面において、法典、先例、判決例等すべて法律的に物事を処置する規準となるべきものの知識を与えると同時に、他面、上述のごとき「法律的に物事を考える力」の養成を目的とするものであるにもかかわらず、とかく一般人にはこの後の目的が眼につかないのである。

法律的に物事を考える力について

物事を処理するに当って、外観上の複雑な差別相に眩惑されることなしに、一定の規準を立てて規則的に事を考えることである。法学的素養のない人は、とかく情実にとらわれて、その場を丸く納めてゆきさえすればいいというような態度に陥りやすいところが、長期間にわたって多数の人を相手にして事を行ってゆくためには、到底そういうことではうまくゆかない。どうしても一定の規準を立てて、大体同じような事には同じような取扱いを与えて、諸事を公平に、規則的に処理しなければならない。たまたま問題になっている事柄を処理するための規準となるべき規則があれば、それに従って解決してゆく。特に規則がなければ、先例を調べる。そうして前後矛盾のないような解決を与えねばならない。また、もし規則にも該当せず、適当な先例も見当たらないような場合には、将来再びこれと同じような事柄が出てきたならばどうするかを考え、その場合の処理にも困らないような規準を心の中に考えて現在の事柄を処理してゆく。かくすることによって初めて、多数の事柄が矛盾なく規則的に処理され、関係多数の人々にも公平に取り扱われたという安心を与えることができる。法学教育を受けた人間が、ひとり裁判官、弁護士のような専門法律家としてのみならず、一般の事務を取り扱う事務官や会社員等としても役立つのは、彼らが右に述べたような法学的素養を持つからである。

災害復興法学は法律専門家養成が目的ではなく、 「法的思考能力」を鍛え、日常業務能力を底上げし、未知 の物事に正確なものさしで立ち向かえる人材育成を目指す。

図 8-2 災害対応分野における法務人材活用が期待される論点の一覧



事例	政策法務における 論点・課題	政策実務の方向性
安否不明者等の 氏名公表	例外規定の活用への 消極性と解釈あては めの困難性	個人情報保護条例の例外規定を正確に 理解・解釈して柔軟に活用することで 必要な氏名情報の開示を行うべきであ る。またそのためには「氏名公表タイ ムライン」の事前整備が不可欠である。
避難行動要支援者 名簿情報の平時か らの事前共有	法律上の「するものと する」という政策推進 への消極性と理解不足	災害対策基本法における避難行動要支 援者名簿に関する制度構築背景を理解 したうえで、平時から避難行動要支援 者名簿等の情報を共有するための条例 策定等を行うべきである。
災害救助法の 適用判断	いわゆるバスケット 条項の活用への躊躇 や理解不足	災害救助法の適用に当たっては、定量 的な基準のみならず、定性的な基準（バ スケット条項）を満たすかどうかを柔 軟に解釈することで、機を逸さない速 やかな判断による法適用決定を行うべ きである。
災害関連死の 判定基準	災害関連死の判断にお ける「相当因果関係」 という法律的判断事項 への理解不足と誤解	災害関連死の判断は相当因果関係であ る医学的鑑定とは異なるものであると いう正しい理解の促進と法律家の更なる 活用のうえでの災害弔慰金支給審査 委員会の構築。

公益財団法人日本都市センター『自治体ガバナンスを支える法務人材・組織
の実践』／岡本正「第8章 災害対応分野における法的思考と法務人材」

災害対応に関わる政策法務研修・ 災害対応執務が自分事になる研修を提唱

災害救助法を使いこなす
～災害関連死をなくす避難所環境整備

災害法制としてよく出てくる「災害救助法」とは一体何か。なぜそれほど災害救助法が重要なのか。災害救助法が適用されるとされないで何が違うのか。災害救助法を知ることがなぜ災害関連死を防いだり、避難所環境整備に役立つのか。災害法制の最初の一步として災害救助法の基礎とその徹底活用術を「避難所TKB」の実現、男女共同参画の視点、福祉支援の視点などを交えて解説します。

災害対策と個人情報利活用
～名簿情報や安否確認の政策法務

災害時や平時のうちから個人情報共有することによって被害を軽減したり、被災者支援を円滑化することが求められています。そのためにはどのような準備が必要なのでしょう。個人情報保護法制に対する正確な理解と判断の勘所を養い、自治体が他の自治体や民間支援団体と協働して災害対策や被災者支援をするためのノウハウを学びます。とくに「安否不明者等の氏名公表」「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報の共有」に焦点を充てて、いま行すべき政策を解説します。

BCPとリスクマネジメント
～裁判に学ぶ組織の安全配慮義務

東日本大震災の津波訴訟に代表されるように、自然災害に起因して企業の損害賠償責任、行政機関の国家賠償責任が争われてきました。多くの訴訟で「安全配慮義務」について示唆に富む判断が示されています。これらの裁判例や報告書を読み解くと、組織の事業継続計画や事業継続マネジメントの見直すべきポイントが見えてきます。大企業でも中小企業でも個人事業者でも、共通して備えて欲しいBCPのポイントを解説します。

被災したあなたを助けるお金とくらしの話
～災害ケースマネジメントの実現のために

「全てを失った。一体どうしたらよいのか。」。大きな災害で甚大な被害を受けた被災者の苦悩は計り知れません。それらの実態について生の声を体感していただきたいと思います。被災者のリーガル・ニーズの実態を東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、令和台風豪雨、など約6万件の事例から学びます。そのうえで、事前あらゆる国民が「知識の備え」としてほしい法制度知識『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』について解説します。自治体法務強化や情報発信力の向上、そして企業では人材育成の切り札になるプログラムです。

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and Revitalization Law

岡本 正
Tadashi Okamoto



2014年 慶應義塾大学出版会

参考文献

この国の未来を担うあなたへ
これは被災地4万人の
声が導いた、
復興政策の軌跡と
未来への道標である



【主要目次】

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ
復興政策の軌跡は、
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

プロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやって来るか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～

参考文献



災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law II

岡本 正

Tadashi Okamoto



公共政策×復興
×防災・減災

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が
4年の歳月を経てついに刊行

復興の智慧を次なる復興に

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、
熊本地震1万2千件、
広島土砂災害250件の
リーガル・ニーズを徹底解析。
「リーガル・レジリエンス」の
獲得を目指して
新たな防災教育をデザインする。

慶應義塾大学出版会 定価(本体 2,800円+税)

声は届く、ともに歩んでいこう。

参考文献

KDDI
総合研究所
叢書

災害復興法学 の体系

リーガル・ニーズと復興政策の軌跡

[著]
岡本 正



勁草書房

法制と現場の乖離を克服する方向を
見いだした好著。心から一読を薦めたい。

—— 室崎益輝 (神戸大学名誉教授・兵庫県立大学減災復興政策研究科科長)

解釈論と立法論とを総合する新しい法律学。
その道標となる画期的な成果が生まれた。

—— 北居 功 (慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

keiso shobo

2018年 勁草書房 (KDDI 叢書)

- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と
災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望



【受賞御礼】日本公共政策学会
2019年度学会賞『奨励賞』

参考文献

2019年 第一法規

○被災時の緊急対応、復旧、復興に必要な各種特例措置の先例・通知を示す実務解説書。

○膨大な通知等を精選し分野ごとに整理・分類して解説。被災時に自治体が自主的にとるべき措置がカテゴリー別にわかる。

○各種特例措置について、その意義や法的な根拠・解釈（法的評価）、具体的な活用法についても解説。

○巻末には約1,140通の大規模災害時の通知等のタイトル一覧を収録。



先例・通知に学ぶ

自治体の
機動力を
上げる

大規模災害への 自主的対応術

室崎益輝 幸田雅治 著
佐々木晶二 岡本正

災害時に求められるのは迅速な対応。

本書には国の通知など自治体の
初動時の知恵と教訓が満載です。

京都大学名誉教授 村松 岐夫

第一法規

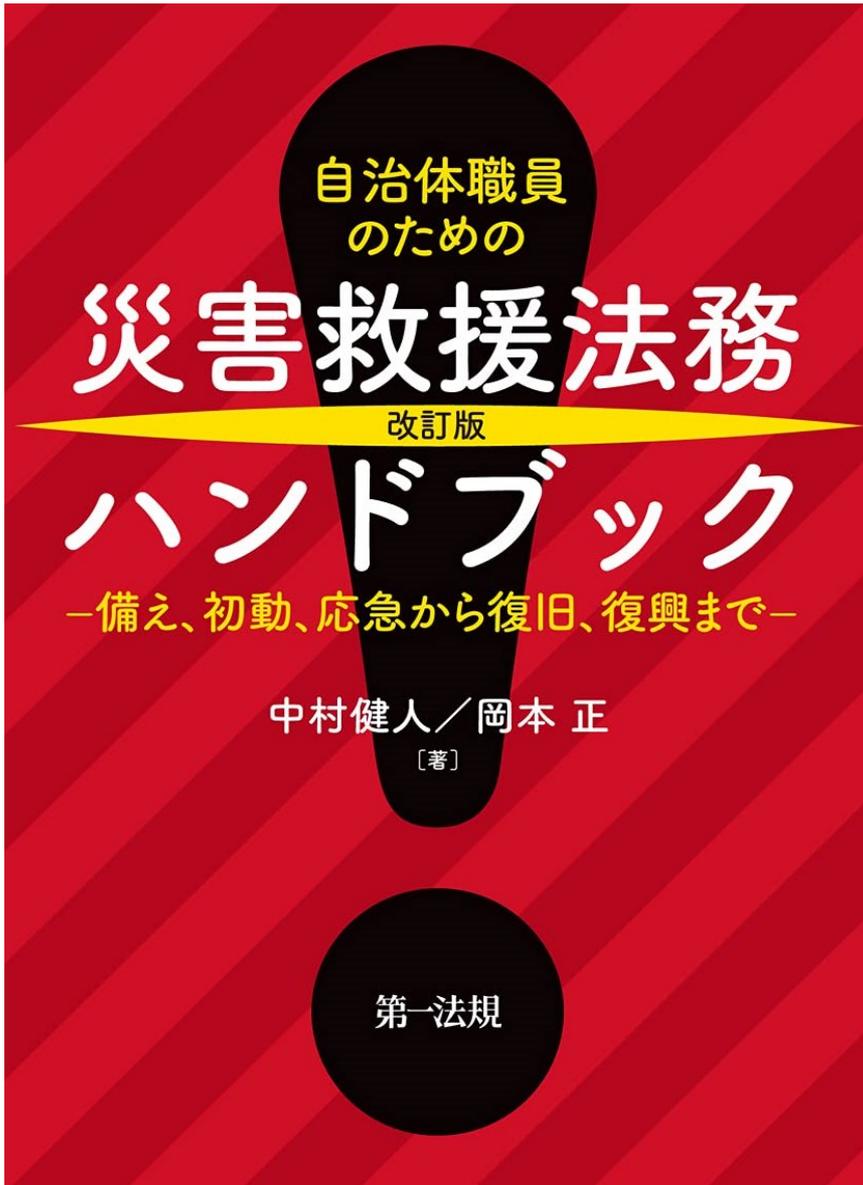
【自治体職員必携！！】

自治体職員の事前の備え、初動、応急、復旧、復興まで、各場面で自治体職員がやるべきことを時系列で示す。

自治体職員が平常時の予習、準備や、災害対応時にも携帯することを想定。

【岡本全勝・元復興次官推薦！】

どこでも起きる
大災害。
全ての自治体職員に
学んで欲しい。



図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



防災のために図書館ができることのすべて

いざというときのために、

法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授
図書館長)

樹村房

2019年 樹村房

参考文献

図書館はやはり 『学びの場』

- 第1部 「知る」
- 第2部 「伝える」
- 第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による
ファシリテーション・
グラフィックも掲載!





被災した あなたを助ける お金と くらしの話



▶ 新型コロナウイルス感染症を
テーマにした
7つの新作コラム!

▶ 最新の法改正に対応!

2021年
12月3日
発売

岡本 正 著

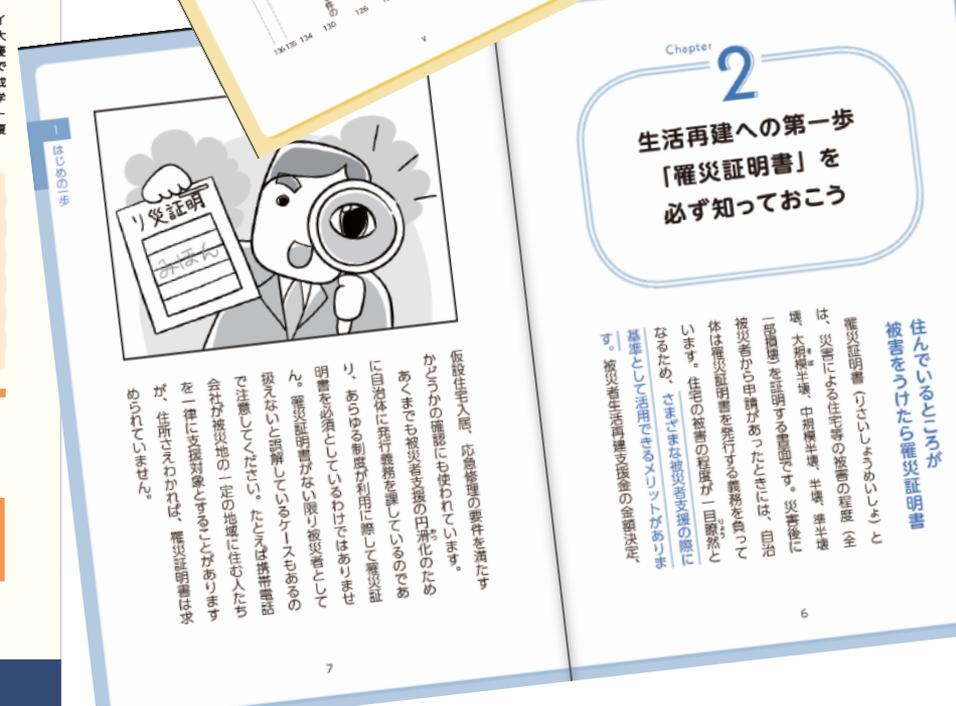
弁護士（銀座パートナーズ法律事務所）。第一東京弁護士会所属。防災士・ファイナンシャルプランナー・マンション管理士。若手大学地域防災研究センター客員教授、北海道大学公共政策学研究中心上席研究員、慶應義塾大学・青山学院大学等非常勤講師。2001年慶應義塾大学法学部卒、2003年弁護士登録。東日本大震災を契機に2011年4月から12月まで日井連災害対策本部嘱託室長に就任、同震災後の4万件の弁護士無料法律相談データベースを作成。実務や行政における豊富な経験を活かし2012年より「災害復興法学」講座を各大学に創設、その防災教育活動は「危機管理デザイン賞」（2013年）、「若者力大賞」コースリーダー支援賞」などを受賞。博士論文をもとにした書籍「災害復興法学の体系：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡」は「日本公共政策学会奨励賞」を受賞。その他、防災分野の著書多数。

- 住宅ローンの支払いができない
- 通帳や印鑑をなくした
- 国や自治体の支援はあるのか
- 生活費がない
- 公共料金が支払えない
- 壊れた屋根が隣家に被害を与えトラブルに
- 相続や保険の手続きが複雑でわからない etc.

被災後の生活再建の大きな支えとなる
「知識の備え」厳選 30 話。

“この本で伝えたいのは「希望」です
（「はじめに」より）”

四六判 144 ページ 定価 1,430 円 (税込)
ISBN 978-4-335-55206-9 C0036



被災した
あなたを助ける
お金と
くらしの話

増補版

弁護士 岡本 正

- ▶ はじめの一歩
- ▶ 貴重品がなくなった
- ▶ 支払いができない
- ▶ お金の支援
- ▶ トラブルの解決
- ▶ 生活を取り戻す
- ▶ 被災地の声を見る

「希望」を伝える、全30話
〈新型コロナウイルス感染症とくらし〉7コラム

弘文堂

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

銀座パートナーズ法律事務所。弁護士。博士（法学）。気象予報士・マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災介助士。岩手大学地域防災研究センター客員教授。北海道大学公共政策学研究センター上席研究員。人と防災未来センター特別調査研究員。慶應義塾大学・青山学院大学ビジネス法務専攻・長岡技術科学大学・日本福祉大学等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月20日、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士（法学）』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。2003年に弁護士登録し、田邊・矢野・八木法律事務所（現在名）に10年勤務したのち、2013年8月に独立し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所を設立。

弁護士ほか専門資格と豊富な行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

内閣官房、内閣府、総務省、中小企業庁、東京都、神奈川県ほか産学官の公職多数歴任。その他企業や行政機関の役職・アドバイザー・専門委員等多数。NHK「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、毎日新聞「ひと」、東京新聞「この人」他メディアにおける有識者出演多数。

代表著書に『災害復興法学：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』（勁草書房／日本公共政策学会奨励賞受賞）、『災害復興法学』（慶應義塾大学出版会）、『災害復興法学Ⅱ』（同）、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』（有斐閣）、『公務員弁護士のすべて』（第一法規）、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話増補版』（弘文堂）、『図書館のための災害復興法学』（樹村房）など。

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

略歴・全業績アーカイブ
(岡本正ウェブサイト)



主な論文・専門誌記事
(CiNii)



researchmap
(岡本正)



SYNODOS
(寄稿／取材／対談)



弘文堂スクエア連載
(新型コロナと災害復興法学)



Yahoo!ニュース
(個人オーサー)

